

農林水産委員会

委員一覧 (20名)

委員長	堂故	茂 (自民)	進藤	金日子 (自民)	藤田	幸久 (立憲)
理事	上月	良祐 (自民)	高野	光二郎 (自民)	徳永	エリ (民主)
理事	藤木	眞也 (自民)	野村	哲郎 (自民)	森	ゆうこ (民主)
理事	田名部	匡代 (民主)	平野	達男 (自民)	佐々木	さやか (公明)
理事	紙	智子 (共産)	山田	俊男 (自民)	里見	隆治 (公明)
	磯崎	陽輔 (自民)	小川	勝也 (立憲)	儀間	光男 (維希)
	岩井	茂樹 (自民)	鉢呂	吉雄 (立憲)		(31.3.7 現在)

(1) 審議概観

第198回国会において、本委員会に付託された法律案は内閣提出4件（うち本院先議1件）及び衆議院提出1件（農林水産委員長）の合計5件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願3種類11件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案は、農産加工品の輸入の増加等、特定農産加工業をめぐる厳しい経営環境に鑑み、特定農産加工業者の経営改善を引き続き促進するため、特定農産加工業経営改善臨時措置法の有効期限を5年間延長しようとするものである。委員会では、法律延長の意義、本制度の実績及び効果、支援措置の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

農業用ため池の管理及び保全に関する法律案は、農業用水の確保を図るとともに、農業用ため池の決壊による水害その他の災害から国民の生命及び財産を保護するため、防災上重要な農業用ため池を指定し、必要な防災工事の施行を命ずる

ことができることとする等の措置を講じようとするものである。委員会では、ため池の届出制度を設けた趣旨、地方自治体に対する支援の内容、ため池の防災工事を迅速に実施する必要性等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案は、農用地の利用の効率化及び高度化を一層促進するため、農地中間管理事業に係る手続の簡素化、農地中間管理機構と農業委員会その他の関係機関との連携強化、農地利用集積円滑化事業の農地中間管理事業への統合一体化、農用地利用改善事業等による担い手への農地の集約の加速化、農地の利用の集積に支障を及ぼす場合の転用不許可要件への追加等の措置を講じようとするものである。委員会では、参考人から意見を聴取するとともに、担い手への農地集積・集約化の意義、農地や担い手の確保に向けた地域の農業者等による協議を推進する方策、農地利用集積円滑化事業を農地中間管理事業に統合一体化する理由及び運用方針等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決さ

れた。なお、附帯決議が付された。

国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案は、効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、樹木の採取に適する相当規模の森林が存在する国有林野の一定区域において、木材の需要者と連携する事業者が安定的に樹木の採取を行うことが可能となる権利を創設するとともに、森林所有者等と木材の需要者との連携により木材の安定供給を確保する取組に対する金融上の措置等を講じようとするものである。委員会では、参考人から意見を聴取するとともに、樹木採取権の設定期間、再造林確保のための方策、国有林野の公益的機能の維持増進等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

棚田地域振興法案は、棚田地域における人口の減少、高齢化の進展等により棚田が荒廃の危機に直面していることに鑑み、貴重な国民的財産である棚田を保全し、棚田地域の有する多面にわたる機能の維持増進を図るため、棚田地域の振興について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の棚田地域の振興に関し必要な事項を定めようとするものである。委員会では、提出者の衆議院農林水産委員長より趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって可決された。

〔国政調査等〕

第197回国会閉会後の12月11日、畜産物等の価格安定等に関する件を議題とし、加工原料乳生産者補給金及び集送乳調整金の単価設定に係る考え方、小規模な繁殖農家が多いという点を踏まえた肉用子牛生産者補給金制度の保証基準価格の在

り方、現状規模を維持する意向を持つ中小規模の畜産・酪農経営者への支援策、今後の標準的な酪農経営の規模や経営形態等酪農経営に対する考え方、EUの我が国畜産物・乳製品の輸入解禁に向けた具体的な方法及び対策と見通し等について質疑を行うとともに、政府に対し、**畜産物価格等に関する決議**を行った。

3月7日、平成31年度の農林水産行政の基本施策に関する件について吉川農林水産大臣から所信を聴取した。

3月12日、豚コレラの現状と対策に関する件について農林水産副大臣から説明を聴取するとともに、大臣の所信に対し、国連「家族農業の10年」及び「小農と農村で働く人びとの権利に関する国連宣言」を踏まえた我が国の対応、平成31年1月にTPP11加盟国からの牛肉輸入量が急増した理由及び日米貿易交渉に悪影響を及ぼす懸念、26年ぶりの豚コレラ発生が確認されるまでの経緯及び家畜伝染病の発生を早期に確認できる体制を構築する必要性、アフリカ豚コレラが国内に侵入した場合の対応方針、農林水産業を活用したインバウンド需要拡大に向けた具体的取組、米価安定のため国が米の需給調整に関与していく仕組みの必要性、自然災害により被災した農家への支援策をあらかじめパッケージ化しておくことを検討する必要性、クロマグロの資源管理における留保枠の速やかな配分の必要性等について質疑を行った。

3月20日、予算委員会から委嘱された平成31年度農林水産省所管予算の審査を行い、農林水産省における必要な人員の確保に対する大臣の所感、ドローンによる農薬散布の安全対策、豚コレラ対策としての野生イノシシ侵入防止柵設置等への助成、農林水産業における労働力確保

に向けた取組、自動走行トラクターなどのスマート農業の本格的な導入に向けた他省庁の規制等の課題への対応方針、水産業振興と観光促進の両面から漁港の活性化を推進する必要性等について質疑を行った。

4月9日、平成37年度の食料自給率目標45%に近づけるため国内生産体制を強化する必要性、豚コレラワクチンの豚への接種に関する今後の方針、平成31年度の主食用米の過剰生産を抑止する手段、商業捕鯨再開に向けた我が国の排他的経済水域内の鯨類資源の調査状況及び捕獲枠設定の見通し等について質疑を行った。

政府に対し、豚コレラをはじめとする家畜伝染病対策に関する決議を行った。

4月16日、韓国による日本産水産物等輸入規制に関するWTO上級委員会報告書の受止め及び我が国農林水産物の安全性への国内外の理解を得るための大臣の決意、平成31年2月5日に農林水産省が打ち出した新規の豚コレラ対策の実効性、国産農林業機械の開発支援及び輸出戦略の必要性、シラスウナギの不透明な国際取引の現状等について質疑を行った。

4月23日、農地中間管理事業及び国有林野等に関する実情調査のため、群馬県

及び栃木県に視察を行った。

5月9日、日米貿易交渉において我が国が大幅に譲歩するとの懸念に対する大臣の見解、アフリカ豚コレラ等の水際対策に必要な家畜防疫官等の増員の必要性、農林水産物・食品の輸出における流通業者の知見をいかすための方策、持続可能な農業の実現のために大規模な畜産・酪農家の家畜排せつ物対策を講じる必要性、第3次食育推進基本計画における学校給食の国産農林水産物の使用割合目標の進捗状況及び達成の見込み等について質疑を行った。

6月6日、卸売市場に関する実情調査のため、東京都に視察を行った。

6月11日、ゲノム編集技術が新品種開発に与える影響、株式会社農林漁業成長産業化支援機構の運営状況と今後の在り方、棚田における農業生産及び棚田地域の振興に向けた施策を拡充する必要性、林業振興に向けた付加価値の高い製品輸出や人材育成、高性能林業機械の整備に係る利便性向上のための取組、沿岸漁業経営に配慮したクロマグロやスルメイカの資源管理の在り方等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成30年12月11日(火) (第197回国会閉会後第1回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 畜産物等の価格安定等に関する件について吉川農林水産大臣、高鳥農林水産副大臣、高野農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

藤木真也君(自民)、里見隆治君(公明)、小川勝也君(立憲)、徳永エリ君(民主)、

紙智子君(共産)、儀間光男君(維新)、森ゆうこ君(希会)

- 畜産物価格等に関する決議を行った。

○平成31年3月7日(木) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 農林水産に関する調査を行うことを決定した。
- 平成31年度の農林水産行政の基本施策に関する件について吉川農林水産大臣から所信を聴

いた。

○平成31年3月12日(火) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 豚コレラの現状と対策に関する件について高鳥農林水産副大臣から説明を聴いた。
- 平成31年度の農林水産行政の基本施策に関する件について吉川農林水産大臣、高鳥農林水産副大臣、長尾内閣府大臣政務官、高野農林水産大臣政務官、政府参考人及び参考人独立行政法人日本貿易振興機構副理事長赤星康君に対し質疑を行った。

[質疑者]

岩井茂樹君(自民)、藤木眞也君(自民)、小川勝也君(立憲)、藤田幸久君(立憲)、田名部匡代君(民主)、徳永エリ君(民主)、里見隆治君(公明)、儀間光男君(維希)、紙智子君(共産)

○平成31年3月20日(水) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成三十一年度一般会計予算(衆議院送付)
平成三十一年度特別会計予算(衆議院送付)
平成三十一年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(農林水産省所管)について吉川農林水産大臣から説明を聴いた後、同大臣、高鳥農林水産副大臣、高野農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

小川勝也君(立憲)、田名部匡代君(民主)、里見隆治君(公明)、佐々木さやか君(公明)、儀間光男君(維希)、紙智子君(共産)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成31年4月9日(火) (第4回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 食料自給率に関する件、家畜伝染病対策に関する件、米政策に関する件、商業捕鯨再開に関する件等について吉川農林水産大臣、高鳥農林水産副大臣、高野農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

上月良祐君(自民)、小川勝也君(立憲)、徳永エリ君(民主)、儀間光男君(維希)、紙智子君(共産)

- 豚コレラをはじめとする家畜伝染病対策に関する決議を行った。

- 特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第42号)について吉川農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成31年4月11日(木) (第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第42号)について吉川農林水産大臣、高野農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

藤木眞也君(自民)、小川勝也君(立憲)、森ゆうこ君(民主)、里見隆治君(公明)、儀間光男君(維希)、紙智子君(共産)

(閣法第42号)

賛成会派 自民、立憲、民主、公明、維希、共産

反対会派 なし

○平成31年4月16日(火) (第6回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- WTOの紛争解決に関する件、家畜伝染病対策に関する件、国産農林業機械の普及に関する件、シラスウナギの国際取引に関する件等について吉川農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

小川勝也君(立憲)、田名部匡代君(民主)、儀間光男君(維希)、紙智子君(共産)

- 農業用ため池の管理及び保全に関する法律案(閣法第29号)(衆議院送付)について吉川農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成31年4月18日(木) (第7回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 農業用ため池の管理及び保全に関する法律案(閣法第29号)(衆議院送付)について吉川農林水産大臣、高鳥農林水産副大臣、田中内閣府副大臣、高野農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

進藤金日子君（自民）、藤田幸久君（立憲）、
森ゆうこ君（民主）、里見隆治君（公明）、
儀間光男君（維希）、紙智子君（共産）

（閣法第29号）

賛成会派 自民、立憲、民主、公明、維希、
共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○理事の補欠選任を行った。

○令和元年5月9日（木）（第8回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を定めることを決定した。

○日米貿易交渉に関する件、家畜伝染病対策に関する件、農林水産物・食品の輸出促進策に関する件、畜産環境対策に関する件、学校給食における国産農林水産物の使用に関する件等について吉川農林水産大臣、高野農林水産大臣政務官、長尾内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

上月良祐君（自民）、小川勝也君（立憲）、
徳永エリ君（民主）、里見隆治君（公明）、
儀間光男君（維希）、紙智子君（共産）

○農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第23号）（衆議院送付）について吉川農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を定めることを決定した。

○令和元年5月14日（火）（第9回）

○政府参考人の出席を定めることを決定した。

○農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第23号）（衆議院送付）について吉川農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、次の参考人から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った。

・質疑

〔質疑者〕

平野達男君（自民）、藤田幸久君（立憲）、
森ゆうこ君（民主）、里見隆治君（公明）、
儀間光男君（維希）、紙智子君（共産）

・参考人に対する質疑

〔参考人〕

公益社団法人秋田県農業公社理事長 佐藤博君

紀ノ川農業協同組合組合長理事 宇田篤弘君

東京大学大学院農学生命科学研究科教授
安藤光義君

〔質疑者〕

藤木眞也君（自民）、小川勝也君（立憲）、
田名部匡代君（民主）、佐々木さやか君（公明）、
儀間光男君（維希）、紙智子君（共産）

○令和元年5月16日（木）（第10回）

○政府参考人の出席を定めることを決定した。

○農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第23号）（衆議院送付）について吉川農林水産大臣、高鳥農林水産副大臣、高野農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

岩井茂樹君（自民）、進藤金日子君（自民）、
小川勝也君（立憲）、徳永エリ君（民主）、
里見隆治君（公明）、儀間光男君（維希）、
紙智子君（共産）

（閣法第23号）

賛成会派 自民、公明、維希

反対会派 立憲、民主、共産

なお、附帯決議を行った。

○令和元年5月23日（木）（第11回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を定めることを決定した。

○国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第31号）（衆議院送付）について吉川農林水産大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、高鳥農林水産副大臣、高野農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

進藤金日子君（自民）、鉢呂吉雄君（立憲）、
田名部匡代君（民主）、里見隆治君（公明）、
儀間光男君（維希）、紙智子君（共産）

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○令和元年5月28日(火) (第12回)

- 国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第31号)(衆議院送付)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

信州大学工学部特任教授 鮫島正浩君
全国国有林造林生産業連絡協議会会長 高篠和憲君
愛媛大学名誉教授 泉英二君

[質疑者]

岩井茂樹君(自民)、小川勝也君(立憲)、森ゆうこ君(民主)、里見隆治君(公明)、儀間光男君(維希)、紙智子君(共産)

○令和元年5月30日(木) (第13回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第31号)(衆議院送付)について吉川農林水産大臣、高鳥農林水産副大臣、高野農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

平野達男君(自民)、小川勝也君(立憲)、徳永エリ君(民主)、里見隆治君(公明)、儀間光男君(維希)、紙智子君(共産)

○令和元年6月4日(火) (第14回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第31号)(衆議院送付)について吉川農林水産大臣、高鳥農林水産副大臣、高野農林水産大臣政務官及び政府参考

人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

小川勝也君(立憲)、森ゆうこ君(民主)、儀間光男君(維希)、紙智子君(共産)(閣法第31号)

賛成会派 自民、民主、公明、維希

反対会派 立憲、共産

なお、附帯決議を行った。

○令和元年6月11日(火) (第15回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ゲノム編集技術により得られた農林水産物等に関する件、株式会社農林漁業成長産業化支援機構の運営状況に関する件、棚田地域振興に関する件、林業の振興施策に関する件、水産資源管理に関する件等について吉川農林水産大臣、高野農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

小川勝也君(立憲)、森ゆうこ君(民主)、儀間光男君(維希)、紙智子君(共産)

- 棚田地域振興法案(衆第17号)(衆議院提出)について提出者衆議院農林水産委員長武藤容治君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

(衆第17号)

賛成会派 自民、立憲、民主、公明、維希、共産

反対会派 なし

○令和元年6月26日(水) (第16回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第22号外10件を審査した。
- 農林水産に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 委員会決議

—畜産物価格等に関する決議—

我が国畜産・酪農経営は、飼養戸数が減少する一方、一戸当たり飼養頭羽数は増加を続けているものの、担い手の高齢化、後継者不足は深刻さを増しており、特に経営継続の危機にさらされてい

る中小・家族経営を強力に支援する必要があるとともに、より多くの若手が就農を目指す魅力ある労働環境づくりが課題となっている。また、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（日EU経済連携協定）の発効が目前に迫る中、将来への懸念と不安を抱く生産者も多い。

よって政府は、こうした情勢を踏まえ、平成31年度の畜産物価格及び関連対策の決定に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 地域農業・地域社会を支える家族経営や法人経営といった多様な畜産・酪農の生産基盤の維持・拡大を図るため、組織的な生産体制の整備、畜産物の付加価値の向上、良質かつ低廉な飼料等の供給等の取組を通じて、魅力ある持続可能な経営が実現できるよう、十分な所得を確保し得る実効性のある施策を実施すること。

二 日米物品貿易協定に関しては、適宜適切に国民に情報を開示すること。

また、CPTPP、日EU経済連携協定による我が国農林水産業への定量的影響評価については、他の参加国における試算例や各県の試算例も参考として、より精緻なものとなるよう、見直しに努めること。

三 各般の経営安定・安定供給のための備えを通じて、関税削減等に対する生産者の懸念と不安を払拭し、確実な経営安定を図るとともに、国産チーズ等の競争力強化等の体質強化対策を着実に実施することを通じて、収益力・生産基盤を強化し、我が国の高品質な畜産物の新市場開拓を押し進め、畜産・酪農の競争力の強化を図ること。その際、実施した対策の効果を検証し、適宜必要な見直しを行うこと。また、これらの施策等により、食料自給率の向上を図ること。

四 加工原料乳生産者補給金・集送乳調整金の単価及び総交付対象数量については、中小・家族経営が中心の酪農家の意欲が喚起されるよう、再生産の確保を図ることを旨として適切に決定すること。

また、改正畜安法の下、酪農経営の安定と需給状況に応じた乳製品の安定供給の確保が図られるよう、需給変動等に備え、万全な需給安定対策の在り方についての酪農業界全体での検討を、国は十分に支援すること。

五 肉用子牛生産者補給金制度における保証基準価格の算定方式については、中小・家族経営を中心とする現在の経営の実情に即したものとし、繁殖農家の経営努力が報われ、営農意欲が喚起されるよう、再生産の確保を図ることを旨として適切に見直すこと。

六 酪農家や肉用牛農家の労働負担軽減・省力化に資するロボット・AI・IoT等の先端技術の導入等を強力に支援するとともに、酪農ヘルパーの人材確保・育成、利用拡大に対して支援を行うこと。

七 畜産・酪農の収益力・生産基盤・競争力を強化するため、畜産農家を始めとする関係者が連携する畜産クラスター等について、中小・家族経営にも配慮しつつ、地域の実情に合わせた地域が一体となって行う、外部支援組織の活用、優良な乳用後継牛の確保、和牛主体の肉用子牛の生産拡大、畜産環境対策等の多様な展開を強力に支援すること。加えて、肉用牛・乳用牛・豚の改良等を推進する取組や、肉用牛の繁殖肥育一貫経営や地域内一貫生産を推進する取組を支援すること。さらに、生産基盤の脆弱化が特に懸念される中小・家族酪農経営については、需要に応じた生乳生産が確保されるよう地域性を踏まえた生産基盤の強化措置等を講ずること。

八 国産飼料の一層の増産と着実な利用の拡大を図り、飼料自給率を向上させるため、草地改良や飼料作物の優良品種利用の取組、ICT等の活用による飼料生産組織等の作業の効率化、放牧、国産濃厚飼料、未利用資源を利用する取組、有機畜産物生産の普及の取組を支援すること。さらに、良好な飼料生産基盤を実現させるため、大型機械体系に対応した草地整備、泥炭地帯におけ

る草地の排水不良の改善等を推進するとともに、酪農経営における環境負荷軽減の取組を支援すること。

また、配合飼料価格安定制度については、畜産・酪農経営の安定に資するよう、同制度に係る補填財源の確保及び長期借入金の計画的な返済を促すことにより、制度の安定的な運営を図ること。

九 国産畜産物の輸出に当たっては、オールジャパンでの戦略的で一貫性のあるプロモーションの企画・実行等による海外需要の創出等に取り組むとともに、輸出拡大に対応できるように国産畜産物の供給力の強化を進めること。また、日本版畜産GAPについては、その取組や認証拡大を加速度的に進展させるため、普及・推進体制の強化の取組等を支援すること。特に、原発事故に伴って導入された諸外国における日本産農林水産物・食品の輸入規制等の緩和・撤廃を図るため、政府間交渉に必要な情報・科学データの収集・分析等を十分に行い、輸出先国への働きかけ・交渉を強力に推進すること。

十 原発事故に伴う放射性物質に汚染された稲わら、牧草及び牛ふん堆肥等の処理を強力に推進するとともに、永年生牧草地の除染対策、原発事故に係る風評被害対策に徹底して取り組むこと。

十一 畜産振興、畜産物の安定供給と輸出促進を図るため、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫、豚コレラ等の家畜の伝染性疾病等の発生予防・まん延防止対策を徹底し、農場の飼養衛生管理指導、診断体制の強化、野生動物の監視等の取組を支援すること。また、地域の家畜衛生を支える産業動物獣医師の育成・確保を図るとともに、家畜の伝染性疾病等に係る風評被害防止等の観点から、国民に対して正確な情報を迅速に伝えること。

十二 多発する自然災害による畜産・酪農の被害への対応に万全を期すこと。特に、北海道胆振東部地震による停電の影響により被害を受けた乳牛に対する乳房炎の治療・予防管理や非常用電源の確保等について強力に支援すること。また、乳業メーカーに対して、自家発電施設の導入など、停電等の非常時への対応を強化するよう指導すること。

右決議する。

—豚コレラをはじめとする家畜伝染病対策に関する決議—

平成30年9月、我が国において26年ぶりに豚コレラの患畜が確認され、その後の感染拡大により、発生農場のみならず、疫学関連農場・施設や発生農場のある地域は深刻な被害を受けている。現在、政府は、豚コレラの発生農場等における防疫措置や経営支援対策を講じているところである。しかしながら、近隣諸国では、畜産業に深刻な影響をもたらす家畜伝染病の発生が多数報告されており、特に、中国、モンゴル、ベトナム等では、病原性が強くワクチンや治療法のないアフリカ豚コレラが発生している。こうした情勢を踏まえ、我が国の畜産業の将来を見据え、早急に飼養衛生管理体制や水際対策を強化することが喫緊の課題となっている。

よって政府は、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 発生農場については1日も早く経営を再開することができるよう、また、移動制限区域内・搬出制限区域内の農場や監視対象となった農場の経営が維持できるよう、万全の支援を行うこと。
- 二 今般の発生及び感染拡大の原因を究明・分析した上で、発生予防対策及び防疫対応の改善を図るとともに、飼養衛生管理体制の強化を行うこと。また、あらゆる手段を行使し、一刻も早い事態の終息に努めること。
- 三 豚コレラ等の法定伝染病については、早期の通報と迅速な初動対応の必要性についての認識を

関係者間で共有し、法定伝染病が疑われる患畜についての早期通報の徹底を図ること。また、家畜伝染病の検査・分析を担う国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の体制を強化すること。

四 飼養衛生管理の徹底、交差汚染の防止、野生動物からのウイルスの侵入防止等のために必要となる施設・機器等の導入に係る資金について、金利の優遇等の的確な支援を行うこと。

五 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会も目前に迫る中、訪日外国人旅行者や邦人海外旅行者等による輸入禁止畜産物の持込み等に対する水際対策の強化が必要であることに鑑み、輸入禁止畜産物の違法な持込みについては、罰則の周知、罰則の厳格な適用、罰金の引上げなど厳罰化の検討を早急に行うこと。また、家畜防疫官の増員や検疫探知犬の増頭を行い、旅行者の携行品、国際郵便物や国際宅配物による輸入禁止畜産物の違法な持込みに対する監視を強化するとともに、各空海港における靴底消毒及び車両消毒を徹底すること。

六 豚コレラの発生により狩猟が禁止されている地域におけるジビエ関係者、関連産業等への影響を早急に把握し、必要な支援策を講じること。

七 家畜伝染病について、風評被害防止等の観点から、各空海港における靴底消毒の重要性や人には感染しないことなど国民に対して正確な情報を分かりやすく迅速に伝えること。

右決議する。